第五号書式（裏面）中「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「前条第三号」を「前条第3号」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第三条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2　令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二　（略） （削る） 三　（略） 3　（略） （薬剤師名簿の消除の申請手続） **第三条の二**　法第八条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第八条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該薬剤師から法第五条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請する場合には、法第五条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 **第三条の三**　薬剤師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該薬剤師が精神の機能の障害を有する状態となり薬剤師の業務の継続が著しく困難になつたときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。 （個別研修計画書） **第七条の四**　倫理研修又は技術研修（集合研修等を除く。以下「個別研修」という。）に係る法第八条の二第一項の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日） 二～五　（略） 2～4　（略） （個別研修修了報告書） **第七条の五**　個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日） 二～五　（略） 2～4　（略）	（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2　令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面 四　（略） 3　（略） （薬剤師名簿の消除の申請手続） **第三条の二**　法第八条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該薬剤師から法第五条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請する場合には、法第五条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。 （新設） （個別研修計画書） **第七条の四**　倫理研修又は技術研修（集合研修等を除く。以下「個別研修」という。）に係る法第八条の二第一項の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（法第八条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日） 二～五　（略） 2～4　（略） （個別研修修了報告書） **第七条の五**　個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（法第八条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日） 二～五　（略） 2～4　（略）